

4. 介護保険関係システム改修経費について（市町村分）

介護保険制度改正に伴う介護保険関係システム改修については、現在、施行までの短期間で改正内容を反映させるための改修を行って頂いているところであり、都道府県、市町村等においては、介護保険関係機関等への周知、指導など、特段のご配慮を願いたい。

また、市町村等（広域連合・一部事務組合含む）においては、引き続き平成18年度においても同様に改正に伴う部分について、保険者システムの改修を行い、改正後の制度運営を適正かつ円滑に行う必要がある。

○ 市町村（保険者）における主な改修内容は以下のとおり。

《市町村（保険者）システム》

- ・ 特別徴収の見直し
 - ① 捕捉回数の複数回化
年金保険者の特別徴収対象者の捕捉を年1回 → 6回とする。
 - ② 仮徴収額（6月・8月）の設定の見直し
- ・ 税制改正に伴う保険料の激変緩和措置
- ・ 国保連審査支払データ授受のためのインタフェース
- ・ その他制度改正に伴い平成18年度中に行う介護保険システム改修
- ・ 上記システム改修を広域連合・一部事務組合等の保険者が行う場合に、構成市町村との間で必要となるシステム改修

○ システム改修経費の国庫補助額については以下のとおり。

【配分の目安について】

介護保険制度改正に伴い市町村等（保険者）が行う介護保険関係システムの改修経費については、国として一部補助をおこなうべく、必要な予算の確保を図ったところである。

国の補助額については、国保連合会における審査支払業務に必要なデータの管理及びデータの提供に必要な改修経費を基本（保険者等が固有のオプションとして保有している独自システムへの改修経費は含まない。）とし、国の予算額を勘案して、市町村等の規模により概ね次の額を目安として考えている。ただし、全国の協議状況等を勘案して、最終的に補助額を決める予定であり、当該目安で示されている補助額については、変更があり得るので、あらかじめご了承ください。

《市町村（保険者）システムの改修経費》については、

平成18年度における配分の日安としては、1市町村等（保険者）当たり、事業費ベースで210万円を基本とし、第1号被保険者数等を勘案し、最少の市町村等で210万円、最大で810万円程度と見込んでいる。

○市町村等システム改修経費

市町村等の規模の区分	単 価	国の補助額の日安
1号被保険者が150,000人程度の市町村	5円	1,800千円
〃 80,000人 〃	7円	1,610千円
〃 30,000人 〃	7円	1,260千円
〃 10,000人 〃	7円	1,120千円
〃 5,000人 〃	7円	1,090千円
〃 1,000人 〃	7円	1,060千円

国の補助割合は1/2として計算

(計算式)

(定額)

$$\text{補助額} = 105 \text{万円} + (1 \text{号被保険者数} \times 1 \text{被保険者あたり単価}(5 \sim 7 \text{円}))$$

【交付方法について】

- ① 補助金の交付については、交付要綱のほか、事務連絡等を各都道府県に送付し、都道府県とりまとめのうえ、市町村（保険者）からの申請に基づき交付するものとする。
- ② 今年度同様、国庫補助額は上記計算式で算出した額を交付することとし、実際のシステム改修に要する事業費の1/2の金額が上記計算式額より低い場合はその額となる。
- ③ 補助額の算定に関しては、平成18年4月1日を基準とする。
- ④ 広域連合等に対する交付額に関しては、昨年度と同様に別途、お示ししたい。